

準防火地域

準防火地域は、火災による延焼防止を図るため、建築物を建築する場合には建築物の規模に応じて一定の規制をかける都市計画の制度です。旧暫定逆線引き地区を市街化区域に編入すると、市街化が進行することになります。そのため、安全・安心のまちづくりを推進する観点から「準防火地域」を指定し、地区の防災性の向上を図り、火災に強い市街地の形成を目指すものです。

準防火地域を指定することにより、当該地区内において建築物の建築を行う場合は、その建築物の階数や規模に応じて、一定の構造制限が適用されます。旧暫定逆線引き地区の全域が対象となります。これらの制限に適合しない既存の建築物等は、準防火地域指定の告示日以降にその建築物を建て替えたり、増改築等を行うときにこれらの制限が適用されます。

●建築物の構造制限についての審査

準防火地域内における建築物の構造制限については、建築確認申請時に審査を行います。

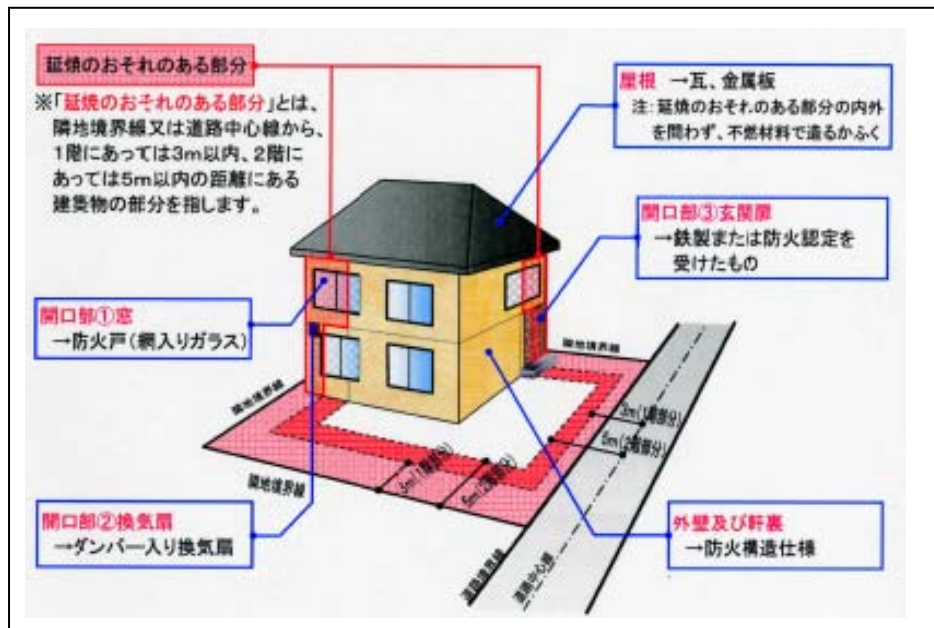
●建築物の各部分における防火措置（概要）

1. 開口部（窓、換気扇、玄関扉の開口部）
延焼の恐れのある部分は、防火設備にします。
2. 屋根
延焼の恐れのある部分の内外を問わず、不燃材料で造るかふきます。
3. 外壁及び軒裏
延焼の恐れのある部分は、防火構造にします。

準防火地域内における構造制限の概要（建築基準法第62条関係）

延べ面積 地階を除く階数	500㎡以下	500㎡超 1,500㎡以下	1,500㎡超
4階以上	耐火建築物		
3階	耐火建築物、 準耐火建築物又は※1	耐火建築物 又は 準耐火建築物	耐火建築物
2階以下	防火措置した建築物 (詳しくは右頁参照)	耐火建築物 又は 準耐火建築物	耐火建築物

※1 建築基準法で定める主要構造部の防火の措置、その他防火上必要な技術的基準に適合する建築物



問い合わせ先／

建築課 建築指導係

内線：2592～3 ダイヤルイン：048-463-2585